

## 両立支援行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの1年間

2. 内容

目標：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備を行う。

<対策>

- 平成30年4月～ 母性健康管理のための休暇等制度、育児短時間勤務制度等、短時間正社員制度を周知・情報提供のうえ、経営管理部に相談窓口を設置した。